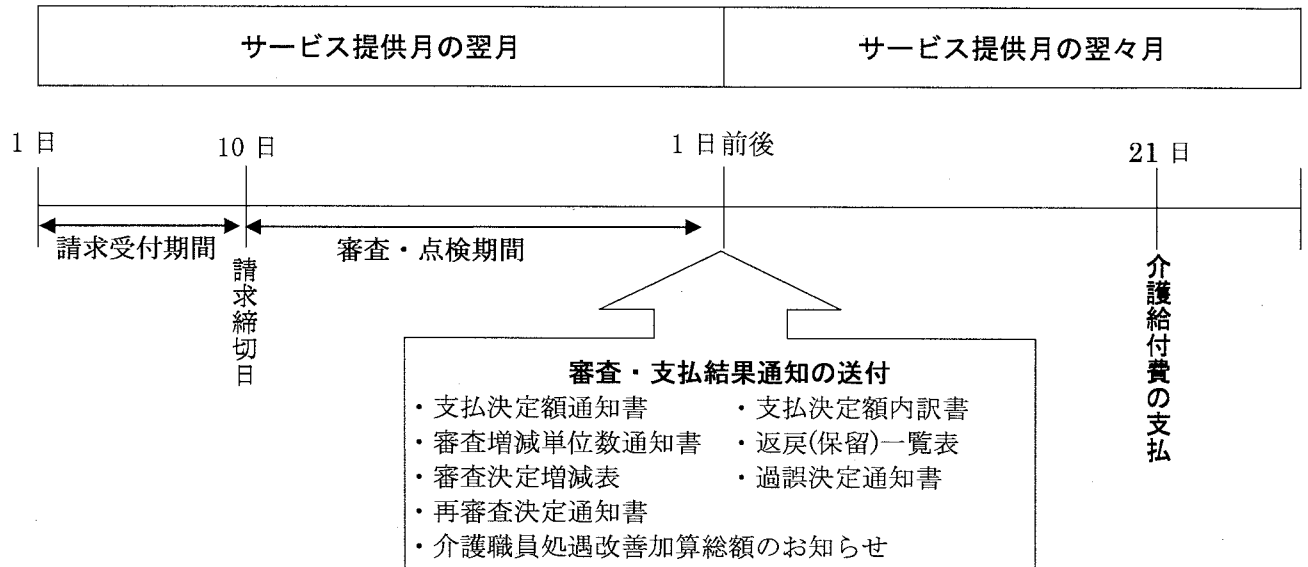


介護報酬請求に係る留意事項について

香川県国民健康保険団体連合会

1、請求～支払までの流れ



上記日程の「審査・支払結果通知の送付：1日」は基準日ですので月によって前後します。

「審査・支払結果通知」は介護給付費の請求媒体を伝送で届出をしている事業所は伝送で、磁気媒体（FD、CD）または帳票で届出をしている事業所は郵送しています。

「審査決定増減表」「増減単位数通知書」「返戻(保留)一覧表」は請求に間違いがなければなりません。また、「過誤決定通知書」「再審査決定通知書」も過誤や再審査がなければなりません。

「審査・支払結果通知」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書・給付管理票については10日までに修正して再請求してください。

介護給付費の支払日については毎月21日としておりますが、当日が土日・祝日の場合は、銀行の翌営業日のお振込となります。

2、請求受付について

介護給付費請求書及び給付管理票の請求期間は基本的に毎月1日から10日の間です。

窓口受付

本会4階介護保険課にて、毎月1日から10日の、8時30分から17時15分まで受け付けています（土日・祝日除く）。ただし、締切日の10日については土日・祝日の場合でも受付窓口を設けています。その際の受付場所は本会1階裏口の守衛室、受付時間は平常時と同様です。

毎月10日は窓口が大変混雑します。円滑な処理実施の為にも早期提出にご協力下さい。

郵便受付

毎月10日必着ですが、郵便事情を勘案の上余裕を持ったご提出をお願いいたします。郵送される際は、宛先に「介護保険課宛」と必ず記入し、「請求書在中」又は「FD・CD在中」等と朱書きで記載下さい。

なお、医療機関(みなし事業所等)において、診療(調剤)報酬と介護給付費両方の請求がある場合は、それぞれ別の封筒に分けてご請求をお願いします。

磁気媒体を送付する場合は、保護ケースに入れて頂く等、破損防止の措置をとった上でのご提出をお願いします。

伝送・インターネット受付

伝送請求については、毎月1日0時～10日23時30分までの間であれば、24時間常時請求が可能です（土日・祝日含む）

上記期間外は伝送窓口を閉じており、請求データは一切受け付けられませんのでご注意ください。

3、請求時の注意事項

紙(帳票)請求

給付管理票と居宅介護と支援介護給付費明細書(サービス計画費)を個々に編綴のうえ提出します。

給付管理票の編綴方法

※給付管理票総括表を表紙に左方上部1ヶ所を綴じてください。(ホッチキス可)

○	
給付管理票総括表	
平成 年 月提出分	
作成区分	1. 居宅介護支援事業所作成 2. 自己作成(保険者番号:)

給付管理票総括表の「〇〇年〇〇月提出分」は、給付管理票の月分ではなく、提出月(審査月)を記入しなければなりません。例えば通常4月分を5月提出分としますが、2月分、3月分の修正等も5月提出分として同じ括りで提出します。

【給付管理票の修正】

給付管理票の誤りにより、サービス事業所からの請求が減額された場合、給付管理票を修正しなければなりません。その場合、上部右側に「2. 修正」と記入した給付管理票を提出します。

注:「2. 修正」とした給付管理票は、既に提出済みの請求明細書と突合審査を行うため、修正が必要な事業所分のみの記載ではなく、サービス提供した全事業所の情報を記入のうえ提出します。これにより、減単位となっていたサービス事業所へは、増点の結果を再審査決定通知書で通知します。

○		様式第十一
給付管理票(平成 年 月分)		2. 修正
保険者番号	保険者名	
被保険者番号	被保険者氏名	作成区分
		1. 居宅介護支援事業所 2. 自己作成

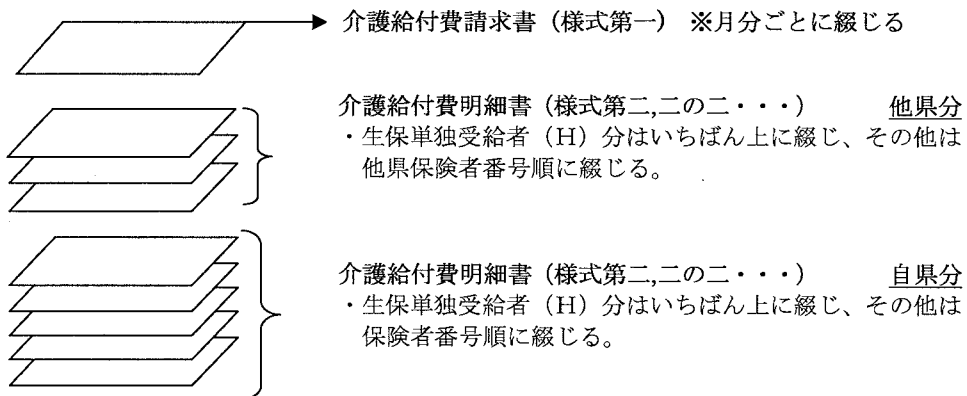
【給付管理票の取消】

既に提出した給付管理票自体が不要であった場合、上部右側に [3. 取消] と記入し提出します。

注：給付管理票の取消により、サービス計画費およびサービス事業所からの請求は自動的に過誤（取り下げ）したことになり、その結果を過誤決定通知書で通知します。

様式第十一		
給付管理票（平成 年 月分）		
3. 取消		
保険者番号	保険者名	
.		
被保険者番号	被保険者氏名	作成区分
.		1. 居宅介護支援事業所 2. 自己作成

介護給付費請求明細書等の綴綴方法



※介護給付費請求書を表紙に左方上部1ヶ所を綴じてください。（ホッチキスも可）

様式第一	
平成 年 月分	介護給付費請求書
	事業所番号
	名称

介護給付費請求書の「平成〇〇年〇〇月分」は、居宅介護支援介護給付費明細書の月分を記載します。例えば4月分と5月分の請求であれば、それぞれの居宅介護支援給付費明細書のうに介護給付費請求書を付け、4月分、5月分それぞれ別綴じにします。

媒体(FD・CD等)請求

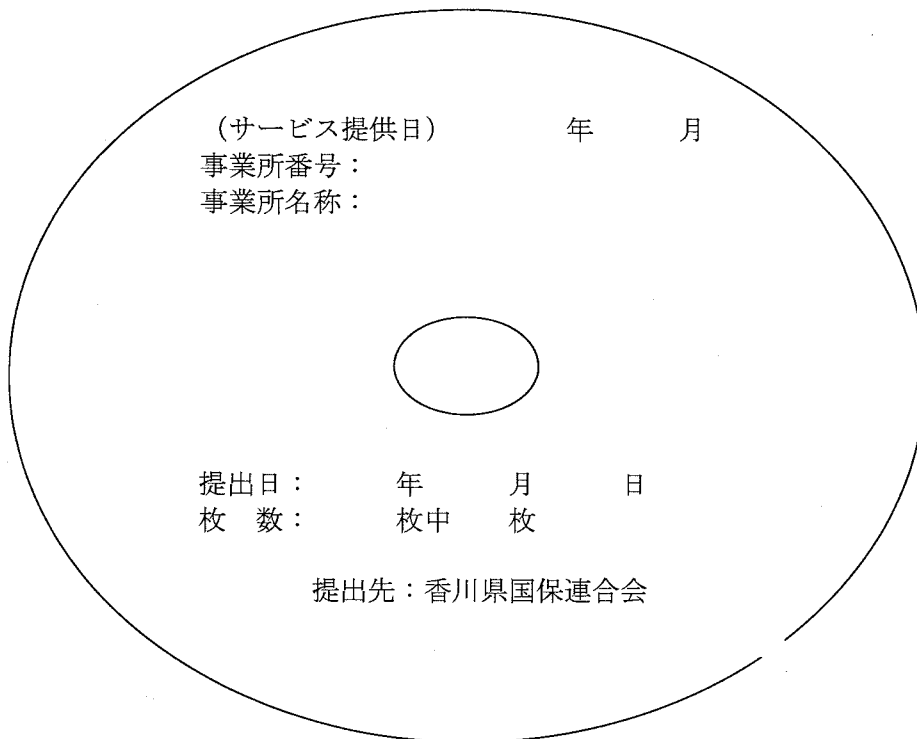
データ収録について

FD等を提出する際には、事前にデータ内容を確認なさってください。
(データの有無・介護保険のシステムに適合したデータであるか等)
データ形式が異なるなどの読みとれないデータがありますと、他の正しいデータも読みとれないおそれがありますのでご注意ください。インターフェース上、全角入力項目に半角で入力した場合(逆も同様)や処理対象年月の誤り、拡張子がCSV以外のファイルの場合などは、データがフォーマットエラーとなり受付ができません。

また、FD・CD等にデータを格納する際には、ファイルにて作成してください。
誤ってファイルをフォルダに入れて作成しますと、データを読みとることができませんのでご注意ください。

磁気媒体のラベル記載

CD請求用様式記載例



(サービス提供日) 年 月
事業所番号：
事業所名称：

提出日： 年 月 日
枚 数： 枚中 枚

提出先：香川県国保連合会

※CD-Rにて請求される際は上記の様式に倣って必要事項をCD-Rのレーベル面にプリンターにて印字するか、油性マジック等で直接記入してください。

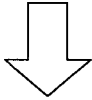
伝送・インターネット請求

送信後の確認処理

【処理の流れ】

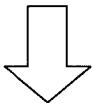
事業所 データ送信

毎月1日0:00から受付締切日の23:30までに送信してください



連合会 到達確認、受付点検

8:00から23:30まで30分間隔で受付処理を実行(8:00、8:30・・・23:30)
続けて10分程度時間を空けて、到達確認で正常だったデータについて事前チェック
処理(8:10、8:40・・・23:40)が実行されます。



事業所 送信結果受信

23:30以降に送信された場合は、翌朝8:00の受付処理になります。ただし、受付
締切日(原則、毎月10日)に関しては、23:30以降のデータ送信は受付自体を行
いませんので、時間厳守をお願いいたします。(1日0:00以前のデータ送信につい
ても同様です)

事業所からの送信データについて、本会からは送信結果(到達確認・受付点検・取消結果)
を返信します。

到達確認・・・本会にデータが到達したことをお知らせします。

受付点検・・・様式等のチェックを行った結果をお知らせします。なお、受付点検時、
「返戻」の対象となるエラーが発生した場合、添付ファイル(添付確認)
でお知らせします。

取消結果・・・送信データの取消しが正常に行われたかをお知らせします。

データ送信後は、受付点検まで正常にチェック終了されているか必ず確認する必要があります。
確認する場合、送信後30分以上経過してから確認してください。

送信データの中に誤りがあった場合(添付確認があった場合も含む)、誤りがあったデー
タのみを修正することはできませんので、送信したファイルを取消処理し、取消結果情報
を受信してから、ファイルごと再送信してください。

ただし、毎月1日から10日までの間であれば、常に取消し可能ですが、それ以降は取消
しできませんので、本会までご連絡ください。

伝送通信ソフトに関するお問合せ

原則、本会では国保中央会作成の伝送通信ソフトであっても、ソフトの内容(操作方法等)に関する質問にはお答えできません。操作マニュアル等を参照していただき、それでも解決しない場合は、国保中央会介護伝送ヘルプデスクや委託電算会社へお問合せ下さい。なお、国保中央会作成の伝送通信ソフトについては、国保中央会のホームページに「よくあるお問合せ」が掲載されていますので、そちらもご活用下さい。

「国保中央会 介護伝送ソフト」ヘルプデスク

TEL 03-5391-5622 (平成26年4月1日～)

「国保中央会 介護伝送ソフト」ホームページ

<http://www.kokuho.or.jp/system/software.html>

4、チェックの種類と連合会での対応

審査の過程により3種類のチェックがかかります。まずは、記入漏れ等のデータの項目誤りや各種台帳の基本部分との突合による「一次チェック」、続いて、二重請求や受給者台帳・事業者台帳の詳細部分との突合による「資格チェック」、最後に、給付管理票と請求明細書の突合による「上限審査チェック」がされます。

上に挙げたチェックによりエラーとなったもの「一次エラー」、「資格エラー」については、「返戻」の対象を減少させるため、該当事業所に連絡照会し、修正できるものについては本会で修正します。

また、「資格エラー」については、事業所台帳・受給者台帳との突合によりエラーとなったものを県・保険者に対し、照会確認します。

なお、「一次エラー」、「資格エラー」とも修正できなかった場合、「返戻」の扱いになります。

「上限審査チェック」については、給付管理票と請求明細書の突合チェックの結果、給付管理票が未提出であったり、または返戻になると突合ができなかったことにより、サービス事業所からの請求は、「保留」となります。ただし、居宅サービス計画費は「返戻」となります。

また、給付管理票に記載されていないサービス事業所からの請求は、「査定減(0単位決定)」となります。加えて、給付管理票の実績を超えた請求であった場合も、「査定減(管理票に記載された計画単位数で決定)」となります。

5、審査結果の通知

支払通知

支払通知には、「介護給付費等支払額通知書」、「支払決定額内訳書」、「過誤決定通知書」、「再審査決定通知書」「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」があります。

給付管理票に誤りがあり査定減になった場合、居宅介護支援事業所が次月以降に作成区分「修正」とした給付管理票を提出することにより、再審査を経て「査定復活」となります。その結果は、「介護給付費等支払決定額内訳書」の「過誤調整」欄で件数・金額を、また、「介護給付費再審査決定通知書」で個別の内訳を確認することができます。

審査結果通知と事業所側での対応

審査結果通知には、「審査決定増減表」、「審査増減単位数通知書」、「返戻(保留)一覧表」があります。

返戻・査定・保留等により、事業所からの請求額と審査結果の支払額が異なる場合、「審査決定増減表」が出力されます。

返戻・保留になった請求が存在する場合「返戻(保留)一覧表」が出力されます。“返戻”になったデータは、請求内容・返戻事由等を確認の上、再請求をお願いします。

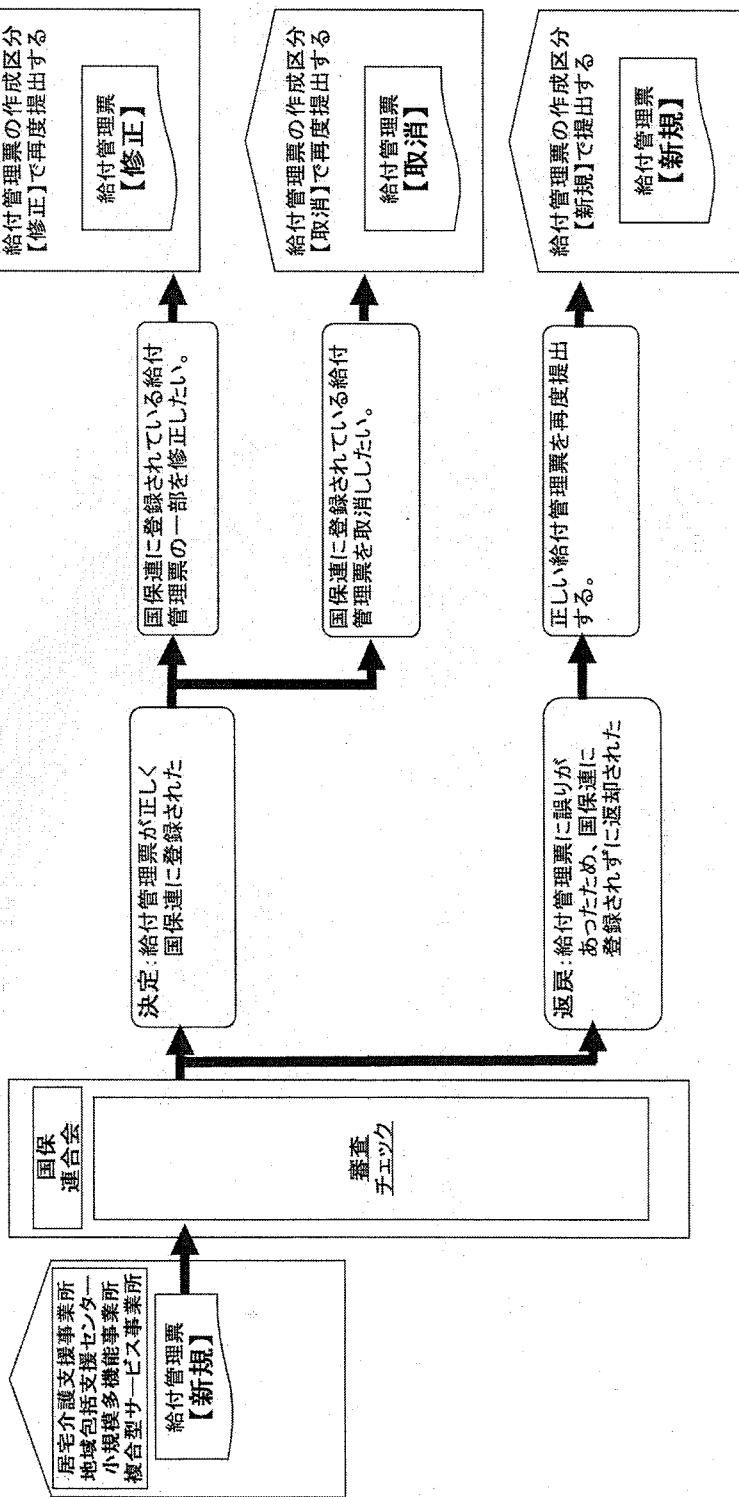
“保留”になったデータは、請求月を含めて3ヶ月間、保留期間として連合会でデータを一時お預かりします。基本的にサービス事業所からの再請求は不要ですが、保留期間内に給付管理票が提出されない場合、返戻処理となる為、再請求が必要になります。給付管理票が提出されて“保留復活”となった請求については、「審査決定増減表」に載ってきます。

査定減額になった請求が存在する場合「審査増減単位数通知書」が出力されます。

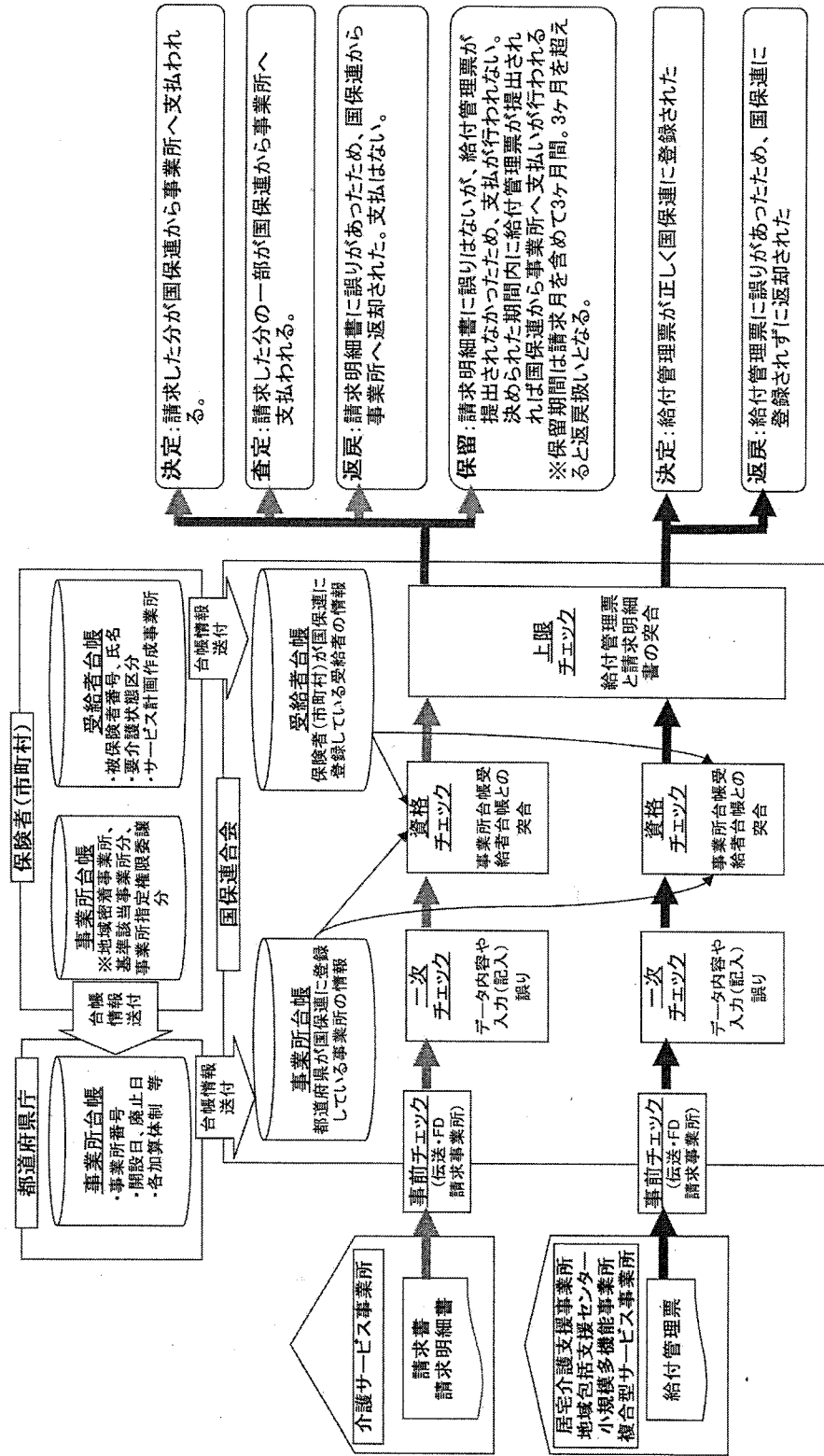
“査定減”になったデータの内、給付管理票に誤りがある場合は、居宅介護支援事業所から作成区分「修正」として給付管理票が提出されれば、減額分が復活します。サービス事業所からの再請求は必要ありません。

審査支払結果に関して本会へ照会をかける際は、帳票名と該当個所を明確にお知らせください。特に「返戻」についての照会は、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の「備考」欄のエラーコードと「内容」欄をお知らせください。

給付管理票作成区分について



連合会での審査処理の流れ



決定: 請求した分が国保連から事業所へ支払われる。

査定: 請求した分の一部が国保連から事業所へ支払われる。

返戻: 請求明細書に誤りがあったため、国保連から事業所へ返却された。支払はない。

保留: 請求明細書に誤りはないが、給付管理票が提出されなかったため、支払が行われない。決められた期間内に給付管理票が提出されれば国保連から事業所へ支払いが行われ、※保留期間は請求月を含めて3ヶ月間。3ヶ月を超えると返戻扱いとなる。

決定: 給付管理票が正しく国保連に登録された

返戻: 給付管理票に誤りがあったため、国保連に登録されずに返却された

介護給付費等のインターネット請求受付開始

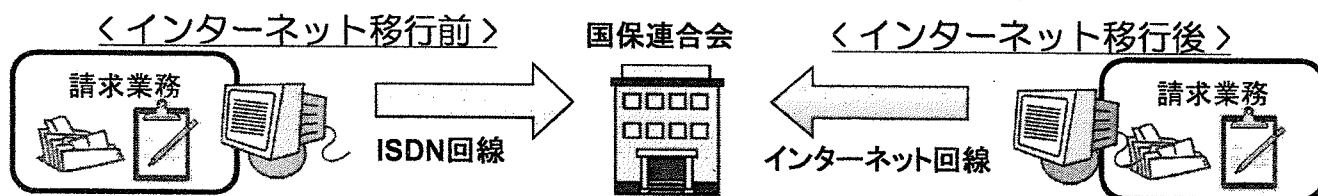
介護給付費等の請求方法にインターネット回線を追加！
平成26年11月からインターネットで電子請求可能に！

【介護給付費等のインターネット請求の概要】

- サービス事業所等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送（ISDN回線）、電子媒体（FD、MO、CD-R）及び紙媒体となっていますが、このうち、伝送については、これまでISDN回線によることとしてきました。今日のインターネットを中心とした通信環境の状況やISDN回線の将来の動向に鑑みて、平成26年11月以降、インターネット回線による請求を可能といたします。
- インターネットで請求するにあたっては、SSL暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施すこととしています。

インターネット請求開始後はISDN回線が不要に

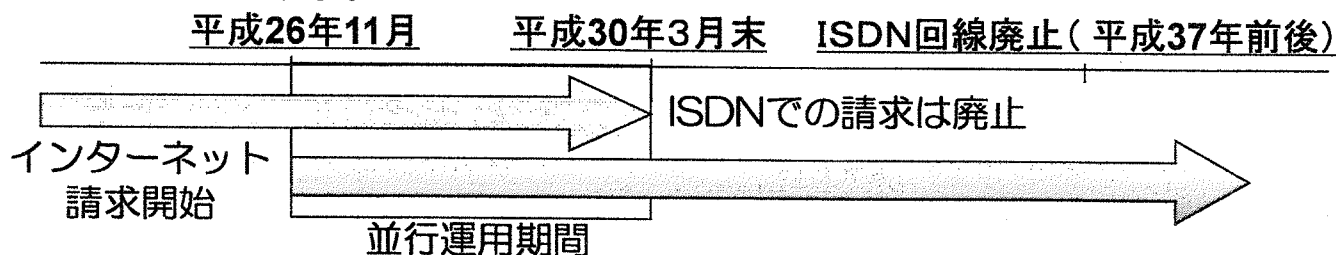
これまでISDN回線で請求を行っていた各サービス事業者等においては、請求に必要な運営費用が大幅に軽減されることとなります。



当面の間はISDN回線による請求も引き続き可能

【ISDN回線による請求について】

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日厚生省令第20号）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則といたします。ただし、当面、平成30年3月末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能といたします。



インターネット請求開始に向けて平成26年8月から受付開始！

【インターネット請求の対応予定】

- 平成26年11月からインターネット請求受付が可能となります。
- 平成26年8月から電子情報処理組織等の請求に関する変更届を受付ます。
- 平成26年9月25・26日に事業所説明会（地区別）の開催を予定しています。

インターネット請求を開始するために以下の手順をご確認ください！

【インターネット請求開始の流れ】

伝送ソフトの購入先に確認（※1）し、インターネット請求に対応した伝送ソフトを入手し、インストールする

国保連合会へ「介護給付費等の請求及び受領に関する届」（書面）を提出

国保連合会から介護電子請求受付システムのID、パスワード等が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領

介護電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う ※2

電子証明書発行完了通知メールを受信

介護電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストールする

インターネット請求開始 ※3

※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入頂いている事業所は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスク（下記）までご連絡ください。

※2 電子証明書（有効期間3年）の発行手数料について

介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円

※3 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

平成26年10月から12月は、ヘルプデスクが混雑することが見込まれます。混雑を避けるためには、平成27年1月以降に、ISDNからインターネットに移行することをお勧めします。

介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

インターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク（平成26年8月から）

連絡先 03-3985-3277 FAX 03-3985-6643
050-3388-7065

電子メール mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順（平成26年8月中旬頃から入手可能）

(1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。

(2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

電子請求受付システムの動作環境

- ・ OS Microsoft Windows® 8及び8.1/Pro/Enterprise Microsoft Windows® 7 Starter/Home Premium/Professional/Enterprise/Ultimate (Service Pack 1) Microsoft Windows Vista® Home Basic/Home Premium/Business/Enterprise/Ultimate (Service Pack 2)
※Microsoft Windows® 7、8及び8.1は、日本語(32bit)版及び日本語(64bit)版の対応となります。 ※Microsoft Windows Vista®は、日本語(32bit)版のみの対応となります。 ※Microsoft Windows® 7のStarterエディションは、限定用途で使用するスモールノートPCでの利用を前提としており、電子請求受付システムで必要とする画面の解像度が確保できない場合があります。そのため、電子請求受付システムでは、Starter以外のエディションを推奨しています。 ※Microsoft Windows XP® は未対応です。上記以外のOSでは動作保証ができません。ご了承ください。
- ・ ブラウザ Windows® Internet Explorer® 7.0、8.0、9.0、10.0、11.0
- ・ メモリ Windows Vista®、Windows® 7、8及び8.1 日本語(32bit)版の場合 1GB以上のRAM※(推奨2GB以上)
Windows® 7、8及び8.1 日本語(64bit)版の場合 2GB以上のRAM※(推奨4GB以上)
- ・ HDD セットアップ用に1GB以上(別途データ保存領域が必要)

事業所→国保連

介護給付費の請求及び受領に関する届

平成 年 月 日提出

香川県国民健康保険団体連合会 理事長 殿

開設者 住所

氏名

印

介護給付費の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所番号											
法人種別				経営主体	/						連合会使用欄
フリガナ				郵便番号							
事業所名称				TEL							
				FAX							
フリガナ				金融機関名	金融機関コード						
所在地					本支店名	店番コード					
				口座番号		1. 普通					
					2. 当座						
フリガナ				フリガナ							
請求者				(口座名義人) 受領者							
	届出理由(該当番号に○をつけてください)			異動年月				旧事業所番号			
1	新設			平成 年 月請求分より (国保連合会への請求月をご記入ください。なお、振込は翌月からになります。)				* 摘要			
2	請求者及び受領者(口座名義)の変更										
3	請求方法の変更										
4	振込先及び口座番号の変更										
5	その他 ()										
請求媒体	7. 伝送(インターネット) 1. 伝送(ISDN回線) (接続先電話番号(事業所側)) 2. 磁気(MO) 3. 磁気(MT) 4. 磁気(FD・CD) 5. 帳票										
Eメール											
備考											